

富山高岡広域都市計画地区計画の変更
(富山市決定)

堀川本郷地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（富山市決定）

都市計画堀川本郷地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	堀川本郷地区 地区計画	
位 置	富山市堀川本郷の全部並びに上新保字松木割、堀字大野割、堀字砂田割、本郷町字椎木割及び本郷町字万年割の各一部	
面 積	約 15.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は富山市中心部から南東へ約 4.5km に位置し、大規模工場の跡地利用として開発が行われ、県道富山環状線の南側では地域住民のための生活利便施設などが立地し、後背地に住宅地が整備されている。</p> <p>現在、区画道路や下水道などの都市基盤整備が完了し、周辺住宅地との一体的で計画的な地区が形成されている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、土地利用の純化及び良好な居住環境の維持、形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>Aゾーンにおいては、良好な居住環境が形成されるよう、低層な戸建住宅を主体とした土地利用を図る。</p> <p>Bゾーンにおいては、良好な居住環境が形成されるよう、低層な住宅を主体とした土地利用を図る。</p> <p>Cゾーンにおいては、周辺の住宅地の環境の保護や生活利便性の増進のため、計画的な土地利用の誘導を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>当地区における地区施設については、地区内の幹線道路を適正に配置するほか、住宅地内のゆとりある良好な居住環境の形成を図るため、区画道路を適正に配置する。また、住民の日常的な潤いの場と健康維持の増進の場として公園を適正に配置し、これらの機能が失われないよう適切に維持・管理を行う。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>Aゾーンは、ゆとりある戸建住宅を主体とした良好な街並みの形成を図るため、用途制限を行うとともに、敷地の細分化による密集した市街地の形成を防ぐため、敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>Bゾーンは、ゆとりある低層な住宅を主体とした良好な街並みの形成を図り、敷地の細分化による密集した市街地の形成を防ぐため、敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>Cゾーンは、周辺の住宅地の環境の保護や生活利便性の増進を図るため、用途制限とともに、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度を定める。</p>

地区整備計画

建築物等に関する事項	地区の区分	名称	堀川本郷地区 地区計画		
		面積	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
	建築物の用途の制限		約 7.9 ha	約 1.3 ha	約 6.0 ha
建築物の敷地面積の最低限度		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)長屋 (2)建築基準法別表第二(イ)項第三号に掲げるもの。			
建築物等の高さの最高限度		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)長屋 (2)事務所 (3)建築基準法別表第二(イ)項第三号に掲げるもの。 (4)建築基準法別表第二(ニ)項第四号に掲げるもの。			
		200㎡ (ただし、地区計画告示日において現存する敷地で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについては、その全部を一つの敷地として使用する場合は適用しないものとする。)			
			—	10m	

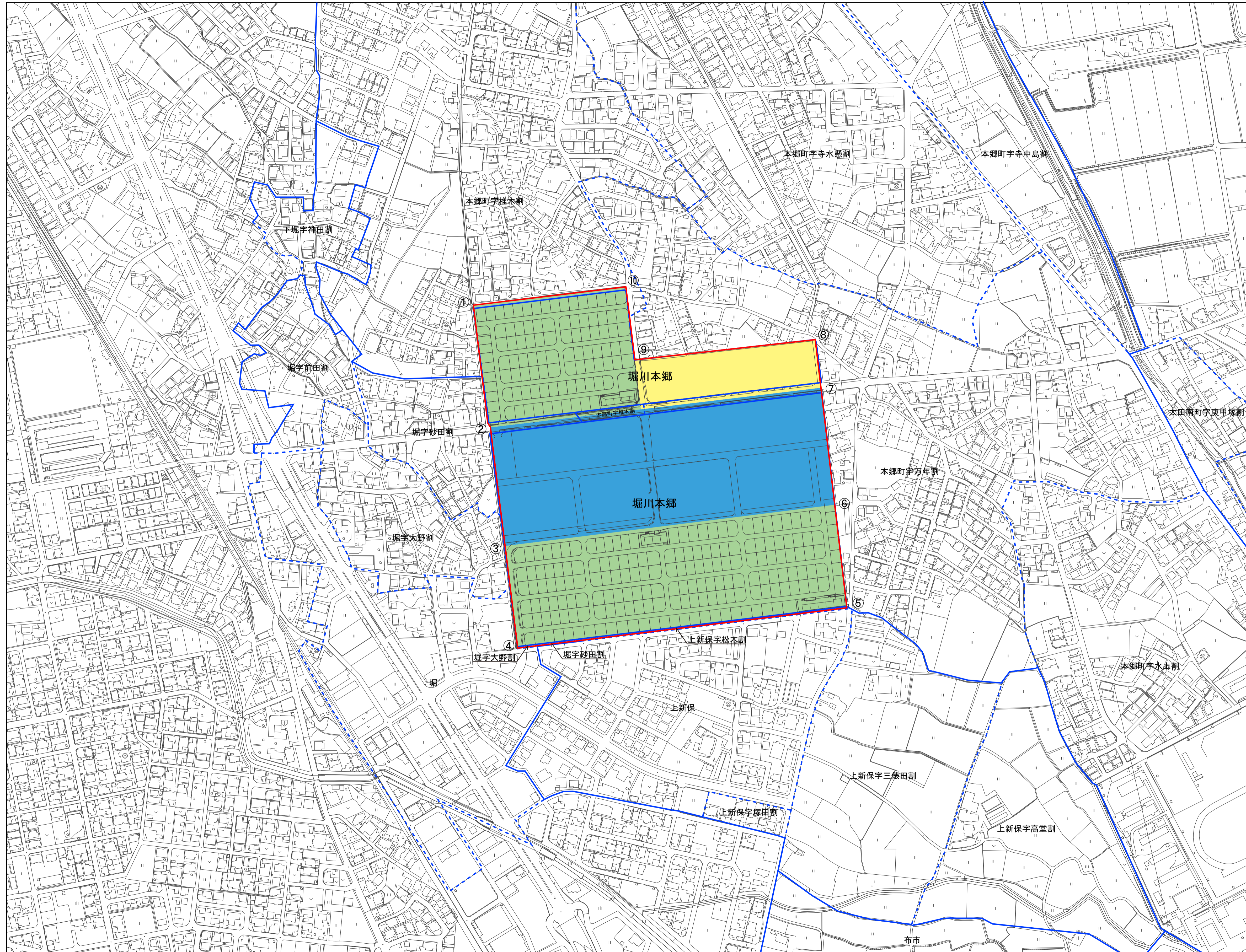
「区域は計画図表示のとおり」

理由

開発行為により都市基盤整備が完了したことによる用途地域の変更との整合性を図るため、地区整備計画を変更するもの。

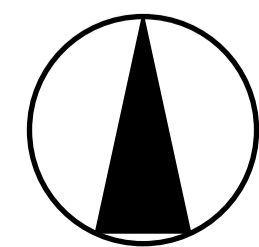
計画図

地区名：堀川本郷地区
面積：約15.2ha



整理番号	地区名：堀川本郷地区 地区計画
①-④	水路界
④-⑤	水路界
⑤-⑦	水路界
⑦-⑧	測量界
⑧-⑨	測量界
⑨-⑩	道路界
⑩-①	道路界
②-⑦	道路中心線
③-⑥	道路中心線

- 地区計画区域
地区整備計画区域
- Aゾーン
- Bゾーン
- Cゾーン
- 大字界
- 小字界



0 100 300 500 [m]